

3. 会計は本会の会計事務を行う。
4. 書記は会議の記録、広報などを行う。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
6. 幹事は役員会に出席し議事に参加する他、各区域の連絡業務等を担当する。

(会議) **第 13 条** 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。
 なお、会長は役員会にクラブの代表者の出席を必要に応じて要請することがある。

(総会) **第 14 条** 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年一回開催し、臨時総会は役員会で必要と認めたときに開催する。
 総会は、会員の1/2以上の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成をもって決するものとする。
 総会は、自然災害等で対面によることが困難な特段の事由があるときは、書面によることができる。
 また、総会には次の事項を付議する。

1. 事業報告、決算報告及び会計監査報告
2. 事業計画案及び予算案
3. 会則の改正
4. その他役員会で付議することを決めた事項。

(役員会) **第 15 条** 役員会は定期役員会と臨時役員会とする。定期役員会は月一回開催し、臨時役員会は会長が必要に応じて招集する。
 また、役員会には次の事項を付議する。役員会は役員数の 2 / 3 以上の出席で成立するものとし、採決は出席役員数の過半数で行い、賛否同数の場合は会長が決定する。
 また、緊急を要するとき、及び役員会を招集するまでないと会長が判断したときは、三役会(会長、副会長、会計)で決定し、事後役員会で報告する。

1. 総会に付議する事項
2. 事業計画の実施に関する事項
3. その他、会運営及び会の活動に関する事項

(会計と会計年度) **第 16 条** 本会は会費、助成金及び寄付金などをもって運営する。
 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(帳簿類) **第 17 条** 本会に次の帳簿類を備える。

1. 会則
2. 会員名簿
3. 会計簿
4. 役員会議事録
5. その他必要な書類

(連合会への加入) **第 18 条** 本会は、交野星友クラブ連合会に加入する。

(付則) **本会則は、**平成 14 年 11 月 30 日から実施する。
 平成 15 年 4 月 19 日より実施する。
 平成 16 年 4 月 17 日より実施する。
 平成 18 年 4 月 15 日より実施する。
 平成 21 年 1 月 18 日より実施する。
 令和 6 年 1 月 25 日より実施する。